

第4章 施策の個別の内容とその展開

第4章 施策の個別の内容とその展開

1 就業支援の推進

(1) より良い就業に向けた能力開発等への支援

施策	内容	母子	父子	寡婦
母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスの充実を図り実施します。	○	○	○
自立支援教育訓練給付金事業の実施	市長が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対して、講座修了後に入学料及び受講料の一部を支給することで就業を支援します。	○	○	-
高等職業訓練促進給付金等事業の実施	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関で修業し、就業及び育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を目的として給付金を給付することで、安定した修業環境を提供します。	○	○	-
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給することで学び直しを支援します。	○	○	-
母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の状況やニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定します。これに基づきハローワークとの連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用しながら、きめ細かで継続的な自立・就業支援を実施することでひとり親家庭の自立を促進します。	○	○	-

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
技能習得期間中の生活資金貸付制度の活用	公共職業能力開発施設等における技能習得期間中の生活保障のため、母子・父子・寡婦福祉資金（生活資金）の貸付を実施することで、生活の安定を図ります。	○	○	○
ひとり親家庭等の状況に応じた就業支援（ハローワーク等との連携）	母子・父子自立支援員により、児童扶養手当の申請を行う際等に、ハローワーク等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を行い、ひとり親家庭等の就業を支援します。	○	○	○

（２）就業機会創出のための支援

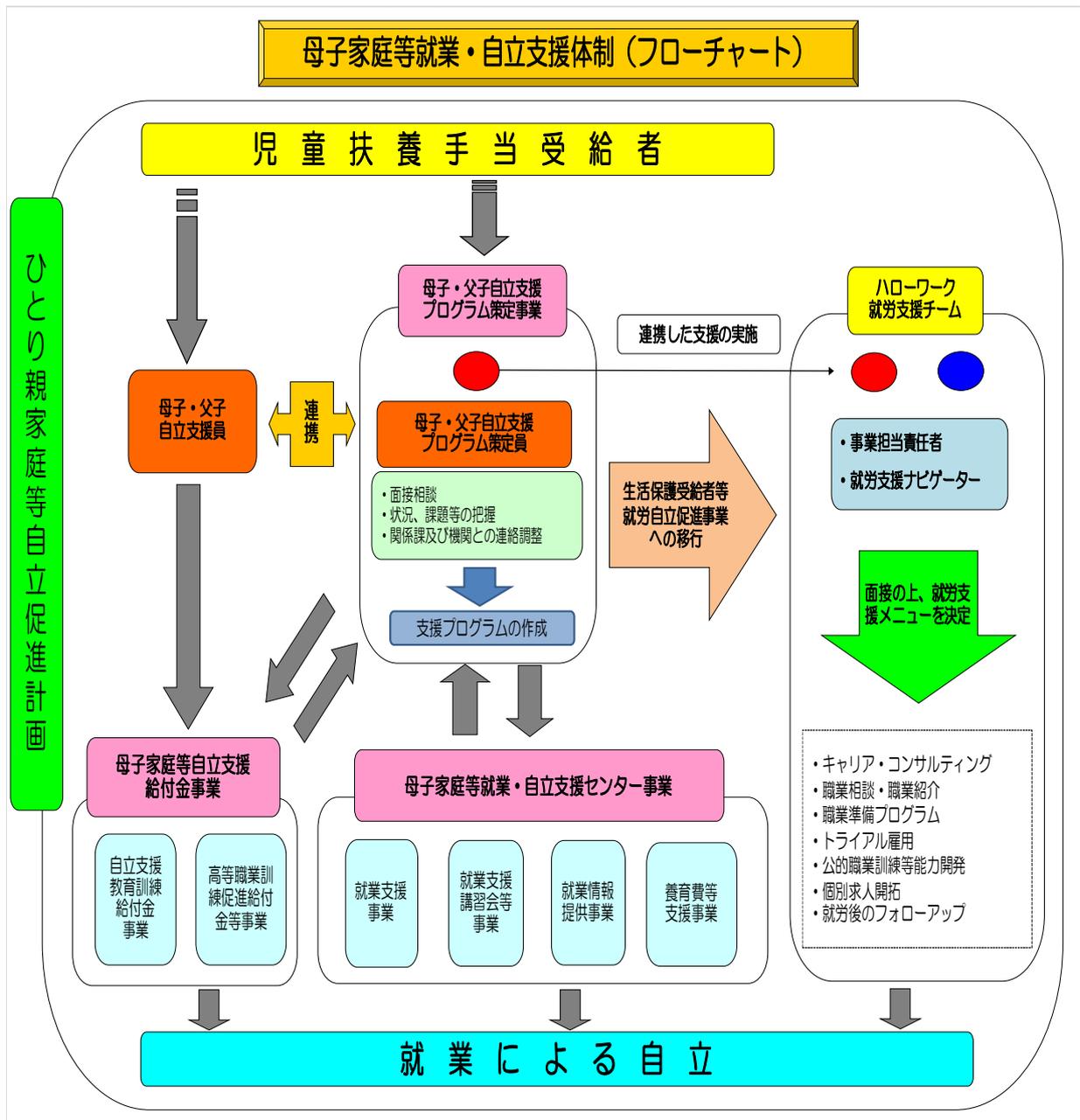
施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
公共的施設におけるひとり親家庭等の雇用の促進	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、公共的施設におけるひとり親家庭等の雇用の促進を推進します。	○	○	○
母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注等の推進	母子・父子福祉団体等への売店等の優先許可や市等の機関による清掃業務の委託等について優先的な事業発注を推進します。	○	○	○

（３）母子家庭の母等の雇用促進のための啓発、情報提供

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供	雇用主に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進するとともに、国における就業促進に関する各種制度の紹介を行います。	○	○	○

(4) 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援	無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、ハローワークや福祉人材センターと連携しつつ、求人情報の提供等を母子家庭等就業・自立支援センター事業を活用して実施します。	○	○	○
母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援	母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、無料職業紹介事業、労働者派遣事業等)を行う場合について母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度を活用し、支援します。	○	○	○
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への配慮	母子・父子福祉団体等が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方自治体が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行います。	○	○	○



2 子育てや生活支援の推進

(1) 保育サービスの充実

施策	内容	母子	父子	寡婦
保育所等優先利用の推進	就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組みを推進します。	○	○	-

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
特別保育事業の充実	親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育・休日保育事業等のきめ細かな保育サービスの提供に努めます。	○	○	-

(2) 多様な子育て支援の充実

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
ファミリー・サポート・センター事業の実施	待機児童への対応や仕事と子育ての両立を支援するために、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり相互の扶助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。また、会員の増加に向けた広報に取り組みます。	○	○	-
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭等がその親の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を派遣し、または家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。	○	○	○
子育て短期支援事業の実施	児童を養育している家庭の保護者の疾病その他の事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や仕事やその他の事由により、平日の夜間または休日に不在になり、家庭において児童を養育することが困難になった場合等に、児童養護施設等において一定期間、児童の養育・保護を行う事業を実施します。	○	○	-
ひとり親家庭等生活向上事業の実施	ひとり親家庭等の生活の向上を図るために、家計管理、子どもの育児や養育費等に関する講習会の開催や個別相談を実施します。	○	○	○

(3) 学童保育室の優先的利用の推進

施 策	内 容	母子	父子	寡婦
学童保育室の優先的利用の推進	就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童が優先的に利用できるような取組みを推進します。	○	○	-

(4) 住宅確保に向けた支援の推進

施 策	内 容	母子	父子	寡婦
公営住宅の積極的活用の推進等	府営住宅の福祉世帯向け募集についての情報提供を積極的に行うとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく公営住宅における配慮について関係機関等に働きかけます。	○	○	-

3 相談・情報提供体制の充実

(1) 母子・父子自立支援員による相談支援の推進

施 策	内 容	母子	父子	寡婦
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供の実施	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対して、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施します。	○	○	○
児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施	児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談、情報提供を積極的に行うと同時に、相談時間にも配慮し、ひとり親家庭等に対する適切な自立支援を実施します。	○	○	○

(2) 地域における相談体制の充実

施 策	内 容	母子	父子	寡婦
母子・父子福祉推進委員による地域における相談体制の充実	市内の小校区毎に設置している母子・父子福祉推進委員による母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の身の回りの困難事や悩み事の相談などを行います。	○	○	○

(3) 専門相談機関との連携の強化

施 策	内 容	母子	父子	寡婦
各種専門相談及び関係部署との連携強化	支援を必要とするひとり親家庭等が相談窓口で確実につながるよう、各種専門相談（ひとり親家庭相談、法律相談、女性相談など）の情報提供・活用を行うとともに、関係部署の連携を強化します。	○	○	○

(4) 子育て等に関する情報提供の充実

施 策	内 容	母子	父子	寡婦
情報提供活動の推進	ひとり親家庭等に対し、子育てや子どもの学習支援等に関する情報について、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進します。	○	○	○

(5) 子どもの貧困対策に関する連携の強化

施 策	内 容	母子	父子	寡婦
子どもの貧困対策に関する連携の強化	ひとり親家庭等を含む子どもの貧困対策について、子どもの未来を応援するための庁内対策会議をはじめとする関係部署の連携を強化します。	○	○	-

4 養育費確保及び面会交流の取り決めの支援の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

施策	内容	母子	父子	寡婦
広報・啓発活動の推進	養育費の負担は子どもを持つ親としての義務であるという社会的な気運を高めるために、養育費の支払いや養育費及び面会交流の取り決めに関する広報・啓発活動を推進します。	○	○	-

(2) 相談体制の確立

施策	内容	母子	父子	寡婦
母子家庭等就業・自立支援センター事業を充実し実施（再掲）	就業支援と併せて関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等の地域生活の支援や養育費や面会交流の取決めを促進するための専門相談を行う事業の充実を図ります。	○	○	○

(3) 情報提供活動の推進

施策	内容	母子	父子	寡婦
情報提供活動の推進	ひとり親家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進します。また、研修の受講などにより、母子・父子自立支援員の専門知識の向上に努めます。	○	○	-

5 経済的支援の推進

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供及び適正な貸付

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等に対して、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供・相談を積極的に行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。	○	○	○

(2) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
児童扶養手当に関する情報提供及び給付業務の実施	ひとり親家庭の親に対して、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に行うほか、プライバシーの保護に配慮した給付業務を実施します。	○	○	-

(3) ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供及び医療費助成

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供及び医療費助成の実施	ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供を積極的に行うほか、プライバシーの保護に配慮した医療費助成を実施します。	○	○	-

(4) 保育料の優遇措置に関する情報提供及び軽減

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
保育料の優遇措置に関する情報提供及び軽減の実施	未婚を含むひとり親家庭の親に対して、保育料の優遇措置に関する情報提供を積極的に行い、保育料の軽減を実施します。	○	○	-

(5) J R通勤定期乗車券割引に関する情報提供及び証明書交付

施 策	内 容	母 子	父 子	寡 婦
J R通勤定期乗車券割引に関する情報提供及び証明書交付の実施	児童扶養手当を受給している世帯に対して、J R通勤定期乗車券の割引に関する情報提供を行い、割引のための証明書を交付します。	○	○	-